

議案第九十五号

三朝町役場の位置を変更する条例の設定について

次のとおり三朝町役場の位置を変更する条例の設定について、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和五十年十一月二十七日

写

三朝町長 松村 衛 成

昭和五拾年拾月廿七日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 積

三朝町条例第

号

三朝町役場の位置を変更する条例

三朝町役場の位置を次のとおり変更する。

三朝町大字大瀬九百九十九番地の二

附 則

(施行期日)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(三朝町役場の位置を定める条例の廃止)

2 三朝町役場の位置を定める条例(昭和二十八年三朝町条例第四号)は、廃止する。